

# 井戸水を安心して飲むために

有機フッ素化合物（PFAS）について、井戸水を水源とする事業所から国の定める暫定目標値を超過する値が検出されたとの報告がありました。

井戸水は、周辺の環境変化の影響を受けやすく、病原菌や有害化学物質などによって汚染された場合には、衛生的に問題が生じことがあります。

このため、井戸水を飲用する場合には、常に水質に注意するとともに、井戸周辺の衛生状態に気を配るなど、設置者や管理者が適切に維持管理を行うことが必要ですので、以下の2点についてご確認ください。

## 1 PFOS 及びPFOAについて

水質検査を実施し、目標値（50ng/L：PFOS 及びPFOAの合算値）を超えて検出された際は、井戸水の飲用を控えるとともに、引き続き濃度の把握に努めてください。

井戸水の検査を依頼する場合には、水道法第20条の国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に依頼して行なうことが望ましいです。

### 水質検査機関（石川県内に事業所がある登録検査機関）

| 水質検査機関名       | 所在地          | 電話番号     |
|---------------|--------------|----------|
| (一財)北陸保健衛生研究所 | 金沢市太陽ヶ丘3-1-2 | 224-2122 |
| (株)エオネックス     | 金沢市東蚊爪1-19-4 | 238-1181 |
| 環境未来(株)       | 金沢市藤江南1-7-1  | 255-3956 |

\*検査料金等につきましては、各検査機関にお問い合わせください。

## 2 通常の維持管理のポイント

- (1) 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないようにカギを掛け、柵を設ける等の適切な措置を講じること。
- (2) 水源及び井戸等の施設設備（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のフタ、水槽等）並びにこれらの周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるなど、これら施設の清潔保持に努めること。
- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルあたり0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットルあたり0.4ミリグラム）以上保持するよう、塩素消毒すること。
- (4) 毎日1回以上、色及び濁りについて異常の有無を確認すること。
- (5) 井戸水について定期の水質検査を行うこと。その際に、井戸水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに飲用を中止し、利用者にその旨を周知するとともに、保健所へ連絡してください。